

情報学科各会議の規約

① 学科会議

学科会議は、学科運営や教育、学生指導などの様々な緒問題に対処する組織である。本会議は、情報学科所属の全教員によって構成され、学科長が招集する。議長は学科長が務める。学科会議は原則として隔週に開催するが、学科長が必要と認めたときは随時開催することができる。学科会議では主に以下のことを行う。①学部運営委員会、教授会、常任委員会、特別委員会、学科 FD 会議および他団体からの報告、②常任委員会、特別委員会からの検討事項の協議、他団体からの提案事項の協議、③学科運営や教育システムに関する計画・立案の審議と実行、④卒業研究の可否判定、卒業判定および進級判定、⑤学生および学生の主催する団体への指導、問題解決および対策の協議と実行。

② 学科 FD 会議

学科 FD 会議は学科内の教育現状を踏まえ、授業改善を含めた教育改善のシステムを検討し、具体的な実施計画を立案する。本会議は、情報学科所属の全教員によって構成され、学科長が招集する。議長は学科長が務める。本会議は原則として学科会議終了後に開催するが、学科長が必要と認めたときは随時開催することができる。また、一部教員による審議事項の事前検討等が必要な場合についても、学科長が必要と認めたときは本会議を開催することができる。

本会議では、学科の教育改善、各系の授業改善に関する計画・実行・点検・改善を行い、必要に応じて、学科会議に対して、教育改善に関する検討結果の報告や提案を行う。なお、当日の欠席を除く全教員参加による本会議での検討事項は、学科会議の承認を得ずに直ちに実行することができる。

③ 第三者評価会議

第三者評価会議は、教育プログラムを外部から評価することを目的とする。主に実務経験者に委嘱し、数名で組織する。情報学科の教育プログラム、および教育改善システムに対する改善点の指摘・提案を行う。また、情報学教育や情報業界・行政に関する情報交換・意見交換を行う。なお、原則として教育プログラム改定年度に開催する。

附則

本内規の改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

本内規の改正は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

本内規の改正は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。